

## 会費規程

(目的)

**第1条** この規程は、定款第7条の規定に基づき、この法人(以下「当協会」という。)の会員の入会及び会費の納入等に関し必要な事項を定めるものとする。

(理事会への付議)

**第2条** 代表理事は新たに会員となろうとするものについて、その属性、会員の種類及び承認する理由を付してその入会を理事会に付議しなければならない。

2 事務局長は、前項の付議が理事会により承認された場合には、当該承認を受けた者に対し速やかにその会員の種類を通知し、第3条に規定する会費を請求しなければならない。

(会費)

**第3条** 会員は、入会するときに、その年会費を、会員の種類に応じて支払うものとする。年度途中の入会にあつては、申込みした月を基準とし、年会費を月割りとして会費分を支払い、以後毎年年会費を納入する。

2 年会費は会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

- |            |         |          |        |
|------------|---------|----------|--------|
| (1) 正会員    | (個人) 年間 | 10,000 円 |        |
|            | (団体) 年間 | 80,000 円 |        |
| (2) 賛助会員   | (個人) 年間 | 8,000 円  |        |
|            | (団体) 1口 | 20,000 円 | (1口以上) |
| (3) ジュニア会員 | 年間      | 4,500 円  |        |

3 監事である会員は、会費を免除する。但し、会費を納入することを妨げない。

(会員の特典)

**第4条** 会員は次の特典を享受することができる。

- (1) 当協会が刊行する機関誌を無料で配布を受けることができる。
- (2) メーリングリストに登載し、メール等による情報提供を受ける。
- (3) 当協会が主催、共催する研修会、セミナー等に参加できる。

(会費の使途)

**第5条** 第3条の会費は、毎事業年度における合計額のうち、50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(改正)

**第6条** この規程は、総会の決議によって変更することができる。

(補則)

**第7条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の日から施行する。(平成24年6月11日総会議決)
- 2 この規程は、平成25年1月28日から施行する。なお、代表理事は平成24年度の会員について、その入会を一括して理事会に付議することができる。(平成25年1月28日総会議決)